

平成31年度西原町予算編成方針

平成30年8月

1.はじめに

これまでの当初予算編成の手順では、概算要求時に生じた乖離額を最後まで埋めることができず、財政調整基金取崩し等の財源調整によって対応せざるを得ない状況であった(図1)。さらに、町財政をとりまく現状は5年前と比較すると大きく変化しており、国民健康保険の県単位化による累積赤字の早期解消や歳出に占める扶助費の割合及び支出額の大幅な増加(図2)、さらには義務教育施設をはじめとする公共施設の老朽化など様々な課題への早急な対応を迫られている。

平成31年度の当初予算編成においては、これまでよりさらに厳しい状況が想定されるため、これを打開するための新たな取組みを行うこととする。これまでの予算編成の方法とは異なるため、本方針を十分にご理解いただきたい。

また、職員においては本町の危機的な財政状況を再認識し、常に改善を意識した予算要求をしていただきたい。

図1. 各年度の予算編成における乖離縮減状況

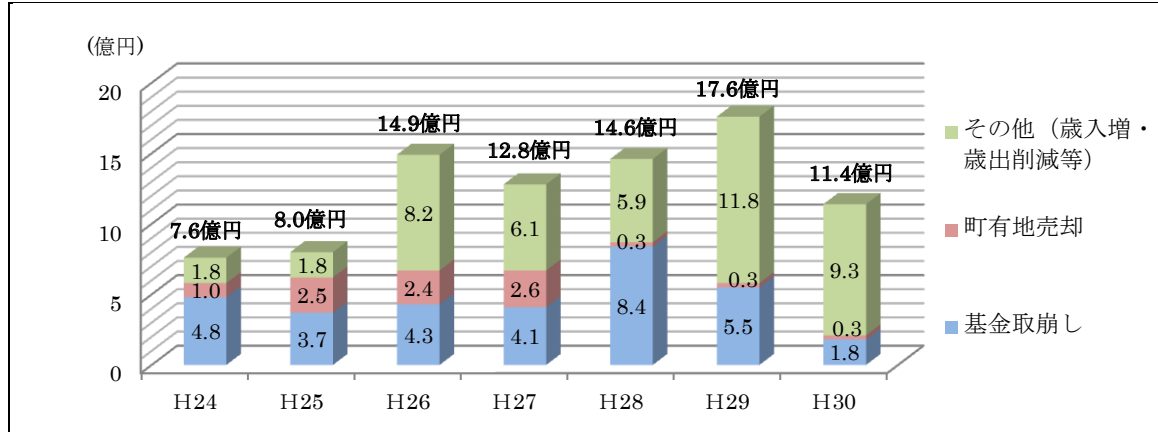
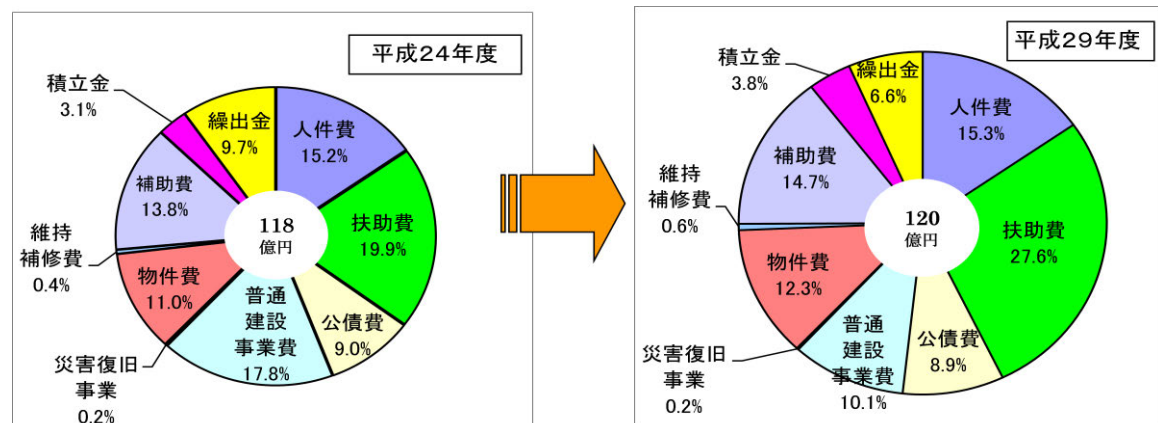


図2. 決算額における性質別経費構成比



2. 国の動きと地方財政

国は、本年6月15日に「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(骨太の方針)を閣議決定し、待機児童問題解消や幼児教育無償化等の重点施策をさらに強化することとした。また、国の予算の3分の1を占める社会保障関係費については、「高齢化による増加分に相当する伸びにおさめる」とし、対策の検討を始めている。一方、消費税増税策等によるプライマリーバランスの黒字化についての目標達成時期を5年先送りするとしたため、今後も各施策を行うにあたって生じる財源不足を借金に頼る不安定な財政状況が続く見通しとなっている。

また、地方財政計画において最も重要な地方一般財源総額については、2015年度の水準を維持するルールが今年度で終了となるため注視されていたが、地方の安定した財政運営のため今後3年間は同水準を維持することが明記された。さらに、平成30年7月10日付け総財調第22号「平成31年度の地方財政措置について」では、総務省自治財政局長から各府省に対し、地方行財政に関連する各府省の施策の検討・執行に当たっては地方の意見を十分に踏まえることや地方負担分の財源確保や超過負担の改善について強く要請を行ったとされた。

こうした中、財務省は地方の基金残高を理由に一般財源総額を抑制・削減すべきと引き続き主張しているため、今後も地方財政は予断が許されない状況となっている。

3. 本町の財政状況

骨太の方針に「地方一般財源総額の水準維持」が明記されてはいるものの、扶助費をはじめとした社会保障関係費が増大している近年においては、増大分を人件費抑制など各自治体の内部努力によって賄っていることは明白であるため、引き続き地方一般財源総額の拡大を強く要望する。また、幼児教育無償化による地方負担分への影響が不透明な状況や来年10月に控えた消費税増税による町歳出への影響は、現在の危機的な財政状況からの脱却を困難にする恐れもある。

一方、本町の平成29年度決算をみると、歳入では、町税が前年度決算額から5,591万円増の36億5,740万円となっており、国内景気が好調な現在において、町税は今後も順調に伸びていくことが予想されている。一方、地方交付税は9,072万円の減となり、平成25年度から5年連続で減収となっている。今後は地方交付税の減少も踏まえ、町税や使用料等の自主財源をいかに増やしていくかが重要なポイントとなっている。

歳出では、近年の決算同様、町税の伸び以上に扶助費が増大しており、前年度決算額から1億4,663万円増の33億2,258万円となった。歳出に占める割合も27.6%で、本町の一番大きな支出となっており(図2参照)、財政圧迫の要

因となっているが、平成29年度においては、国民健康保険特別会計の累積赤字解消のための法定外繰出をとり止めた影響や予算編成緊急アクションプラン、緊縮財政策による職員のコスト意識の向上の効果等により、歳出総額は前年度比14億6,581万円減の120億5,518万円となった。一方、地方自治体の財政状況を把握する指標の一つである財政調整基金は、平成30年度末残高見込み（平成30年7月末現在）が6億4,876万円となり、標準財政規模の10%（約6億5,000万円）とした第二次アクションプランの目標値を下回っている。これは大規模災害等に対応するためには十分な額ではないため、今後の予算編成においては当該基金の取崩しによる財源調整は避けなければならない。また、先述した様々な課題を抱える中、MICEエリア周辺地域の整備、西原西地区区画整理事業、農水産物流通・加工・観光拠点施設など完了までに多額の費用を要する事業へも対応していく必要がある。

このような厳しい財政状況であっても、自治体の役割として「最小の経費で最大の効果を」を常に意識し、「西原町まちづくり基本条例」で掲げた目指すべき将来像の実現のため、職員一人一人が全力をあげて予算編成作業にあたらなければならない。

4. 予算編成方針及び新予算編成手順

以上の現状を踏まえ、平成31年度の予算編成の基本的な方針は以下Ⅰ～Ⅲのとおりとする。

- Ⅰ. 概算要求方式をとり止め、西原町実行計画に基づいた事業費及び事業の優先順位により予算を編成する。
- Ⅱ. 事業の優先順位については部内会議等、三役調整の協議を経て庁議にて決定する。
- Ⅲ. 一般財源額内での予算編成を行い、原則、財政調整基金を取崩しての財源調整は行わないものとする。

なお、具体的な編成手順は以下のとおり（別紙イメージ図参照）。

- ① 企画財政課企画調整係にて全事業を対象（新規要望事業を含む）とした実行計画をとりまとめ、各事業を以下の6区分に分類する。
 - i 義務的経費
 - ii 準義務的経費
 - iii 行政内部管理経費
 - iv 行政サービス事業経費
 - v 政策的経費（補助）
 - vi 政策的経費（単独）

- ② 事業分類のうち「i 義務的経費」「ii 準義務的経費」「iii 行政内部管理経費」までを先行予算化決定事業とし、決定事業にかかる歳入(国県支出金、地方債、その他特定財源)及び事業によらない歳入(町税、交付税など特定財源以外の収入)にて、予算化未決定事業に充当可能な一般財源額を算出する。
- ③ ②で算出された一般財源額を各部へ配分し、各部において未決定事業の優先順位づけを行い、配分の枠内で優先順位に沿って予算化決定(システム入力)を行う。
- ※配分率については各部の未決定事業の平成30年度当初予算における一般財源額で算出
- ④ ③までに決定された事業については通常査定にて事業費縮小等の調整や歳入の見直しの検討を行い、それによってうみだされた一般財源額分で、さらに優先順位の高い事業順に予算化(システム入力)を行う。
- ⑤ ④までの手順で予算化できなかった事業については、さらなる歳入増加策・歳出削減策をもって予算化するか、事業を廃止(休止)するかの最終判断を行う。原則、財政調整基金の取崩しによる財源調整は行わない。

以上が今回新たな取組みとなる予算編成作業の手順となるが、各課においては例年どおり、下記事項も厳守すること。

(1) 財源の確保

- ・ 町税について、税制改正等により新たに増減要因となるものが判明した場合は、確実に当初予算に反映させること。引き続き適正な賦課、徴収に努め、新たな課税客体の洗い出し、保険税(料)など税外収入を所管する課と連携を図りながら、自主財源の積極的な確保を行うこと。
- ・ 使用料及び手数料について、維持管理費等の原価を考慮した中で、町民の負担の公平性を確保するため、減免規程の見直し等利用者負担の適正化を図ることができるよう検討し、積極的に見直しを図ること。
- ・ 現金確保の観点から、国・県支出金等で概算請求ができる場合は必ず実行し、不必要な一時借入が生じないようにすること。また、安定的な財源確保の手段として有効な口座振替による納付を積極的に推奨すること。

(2) 人件費の要求基準

- ・ 職員の負担軽減や時間外勤務手当の抑制に向け、ワークライフバランスの推進による働き方の改革をはじめとした事務の見直しを行うこと。
- ・ 非常勤職員、臨時職員については、事務分掌や事務事業の見直しや適正な配置について部・課内で協議し、係や課の枠にとらわれず、时期的な配置の編成を行うなど創意工夫を図り、極力削減に努めるとともに慣例的な雇用にならないようにすること。

(3) 経常的経費の要求基準

- ・ 報酬、賃金、報償費、旅費、交際費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、原材料費、備品購入費、負担金補助及び交付金等の経常的経費は、平成29年度実績を勘案し、さらなる経費節減に努めること。

(4) 投資的経費(補助・単独)の要求基準

- ・ 新規は認めない。早急に修繕等の対応が必要な場合については、スクラップアンドビルドによる財源確保を行うこと。
- ・ 原則として事業の優先順位により予算化を行うが、選択と集中の視点で現行事業の見直しを図ること。

(5) 負担金、補助金及び交付金の見直し

- ・ 負担金等は、町村会等の決定通知に基づき計上することとするが、積算根拠の確認を徹底して行い、本町の財政状況とかけ離れた金額となっていないか十分に精査すること。また、任意の負担金は、慣例にとられることなく、必要性を再検討し、有益でないものは廃止すること。
- ・ 一部事務組合等については、負担金額が決定する前に、担当課でのヒアリング及び企画財政課長との調整を行うこと。

(6) 扶助費の要求基準

- ・ 関係法令等の改正に留意し、件数、人員等の積算は直近の人数を基礎とし、実態を十分把握した上での的確に見積もること。
- ・ 補助事業であっても事業目的と比べて、必要最小限の対象者となるよう見直しをすること。サービス内容が重複・過大となっている場合や社会情勢にあっていないと判断される事業は内容の抑制を図ること。
- ・ 町負担が過度になっているものがないか精査し、保育料など自己負担基準の見直し等も検討すること。
- ・ 国、県補助が終了する場合は、原則として同時に事業廃止とする。また、過去に補助が終了しているが、現在も町単独事業として引き続き行っている事業がないか調査し、事業廃止の可否について検討すること。

(7) その他全般について

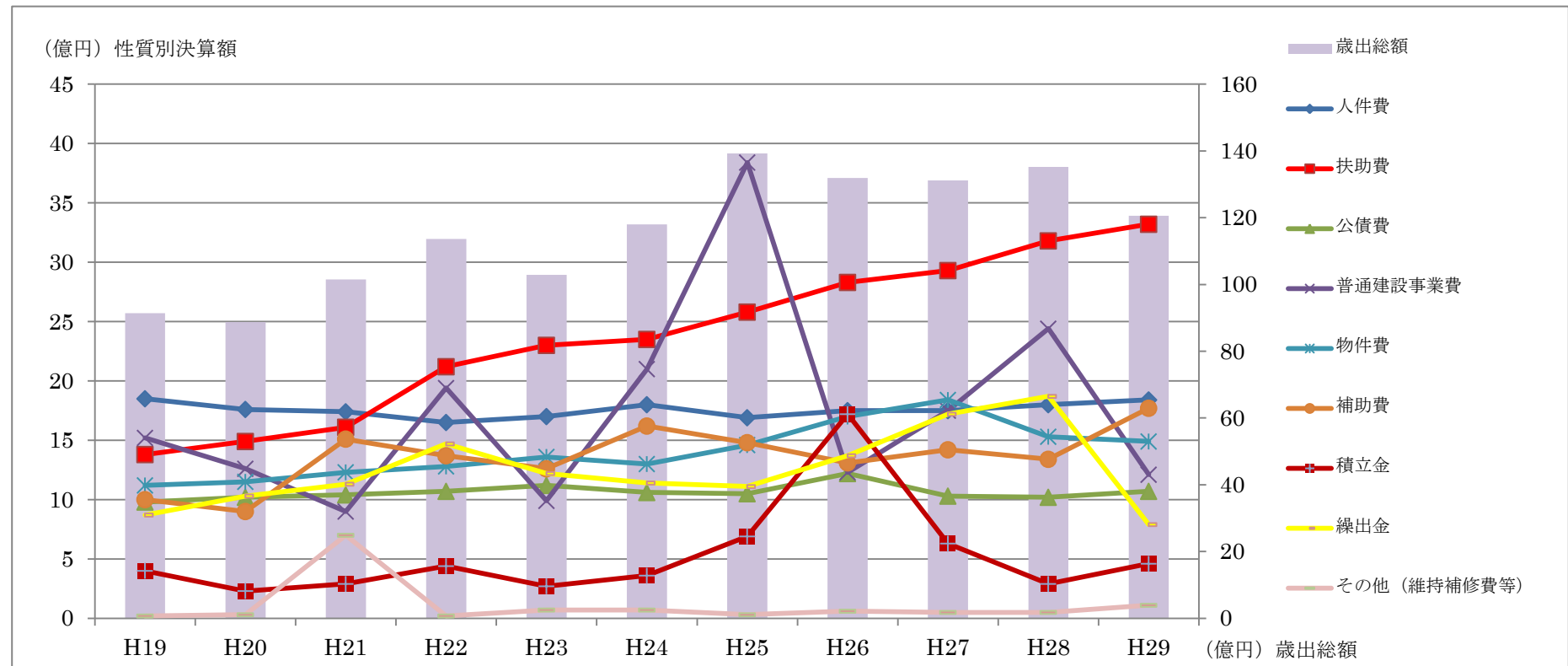
- 事業が廃止・休止・延伸となる可能性も視野にいれ、住民への周知や関係機関との調整等の検討について早期着手すること。

- 繰越が常態化している事業については、事業の必要性、緊急性について十分な検討を行い、事業量を精査し、進捗管理を徹底するとともに、前年度の繰越分を含め、年度内に執行できる分のみを計上し、事業計画等の見直しを図ること。 関係機関等との調整を要する場合は、スケジュール管理を徹底し、早期に調整を図ること。

- 特別会計及び公営企業会計については、一般会計に準じて編成すること。また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が完全適用されていることから、独立採算の原則を踏まえ、収入の確保や徹底した経費抑制策の実施等、これまで以上に経営健全化に向け努力すること。

- 予算の入力にあたっては、別紙「財務会計システム入力における留意事項」を必ず確認し、前年度から改善すべきところは見直しを行うこと。

【参考資料】各年度歳出決算額及び性質別決算額の推移



- ・「歳出総額」・・・庁舎建設、一括交付金事業が開始されたH24より恒常的に110億円を超えている。
- ・「人件費」「公債費」「その他(維持補修費等)」・・・ほぼ横ばいで推移、その他のH21は地域総合整備貸付金による増。
- ・「扶助費」・・・毎年度1億円以上の増加で推移。10年前と比較すると2倍以上となっており、増加額は約19.4億円。
- ・「普通建設事業費」・・・H22各道路の事業費増、大規模工事(H24～H26庁舎建設、H27～H28坂田小増改築)による増。
- ・「物件費」・・・増加傾向であったが、H28・H29と減少が続いている。
- ・「補助費」・・・東部清掃施設組合への負担金増や介護広域連合へ加入したことに伴いH29の増加が大きくなっている。
- ・「積立金」・・・H25～H27の増加は町有財産(土地)の売却収入によるもの。
- ・「繰出金」・・・H25までは各特会の事業費増減による影響。H26～H28は国保累積赤字補填のための法定外繰出による増。